

●香川県告示第201号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成25年4月9日から同月30日まで一般の縦覧に供する。

平成25年4月9日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 中徳三谷高松線（43号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市木太町字中村1669番1地 先から 高松市中新町11番1地先まで	前	5.9~53.0	2,991	市道から県道へ移管
高松市木太町字中村1669番1地 先から 高松市木太町字洲端2173番4地 先まで		27.0~63.2	1,435	
高松市木太町字中村1669番1地 先から 高松市中新町11番1地先まで	後	5.9~53.0	2,991	
高松市木太町字中村1669番1地 先から 高松市木太町字洲端道下2293番 6地先まで		20.0~63.2	1,923	

- 4 供用開始の期日 平成25年4月9日